

事業者向け

参加費無料

～これだけは知っておきたい～

特定商取引法講習会

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）（以下「特定商取引法」）には、通信販売や訪問販売、電話勧誘販売等、7 つの特定商取引に関して、事業者の禁止行為等の行政規制やクーリングオフ制度等が定められています。

大阪府では、事業者の方に特定商取引法の内容をご理解いただき、法令等を遵守し、消費者との適正な取引を行っていただくため、下記のとおり府内で事業を行われている事業者及び事業者団体の方を対象に講習会を開催します。

◇区分・開催内容

Aコース 「通信販売を行う事業者向け特定商取引法講習会」

とき 平成 28 年 1 月 18 日（月）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

Bコース 「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け特定商取引法講習会」

とき 平成 28 年 1 月 19 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

A・Bコース共通

ところ 大阪赤十字会館 3階 301 会議室

大阪市中央区大手前 2-1-7

※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅 3 番出口 徒歩 5 分、

京阪電車「天満橋」駅 徒歩 7 分

講 師 弁護士 菓袋 真司 氏

（大阪弁護士会所属・大阪府消費者保護審議会委員）

内 容 特定商取引法の目的等、「通信販売」（Aコース）、

「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」（Bコース）における行政規制、民事ルール等の解説

定 員 A・Bコース各 150 人（定員を超えた場合は抽選となります）

対 象 大阪府内で「通信販売」（Aコース）、「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」（Bコース）
を行う事業者及び事業者団体



◇申込方法・申込期間（A・Bコース共通。申込は各コースそれぞれにお申し込み下さい）

■インターネット（電子申請）をご利用の場合【平成 27 年 12 月 22 日（火）午後 5 時受信分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス（下記 URL）からお申込み下さい。

〔電子申請 URL〕 <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukid=2015110011>

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

〔申込み先〕

□郵 送【平成 27 年 12 月 22 日（火）到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 アジア太平洋トレードセンター 1 TM 棟 3 階
大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【平成 27 年 12 月 22 日（火）午後 5 時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

※電話による申し込みの受付は行いません。

◇主 催 大阪府

〔問い合わせ先〕 大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500（直通）